

指定短期入所生活介護事業(ショートステイ)料金表

令和3年4月1日改正

・介護保険の給付対象となるサービス(非課税)

①サービス利用料 (従来型個室)

介護度	一日あたりの利用料金		介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護1	596 単位	6484 円	649 円
要介護2	665 単位	7235 円	724 円
要介護3	737 単位	8018 円	802 円
要介護4	806 単位	8769 円	877 円
要介護5	874 単位	9509 円	951 円

(多床室)

介護度	一日あたりの利用料金		介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護1	596 単位	6484 円	649 円
要介護2	665 単位	7235 円	724 円
要介護3	737 単位	8018 円	802 円
要介護4	806 単位	8769 円	877 円
要介護5	874 単位	9509 円	951 円

②加算

加算項目	単位数	自己負担額	備考
送迎加算	184 単位	201 円／回	居宅と事業所との間の送迎を行う場合。
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	5 円／日	常勤の看護師を1名以上配置している。
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	9 円／日	看護職員による24時間連絡体制
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6 単位	7 円／日	サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である。
療養食加算 (対象者のみ)	8 単位	9 円／回 (1食)	食事が管理栄養士により管理され、医師の発行する食事箋に基づいた糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合。
緊急短期入所受入加算 (緊急時のみ)	90 単位	98 円／日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(7日限度)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.3%に相当する単位数		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数の2.3%に相当する単位数		

・介護保険の給付対象とならないサービス(非課税)

①滞在費(光熱水費)及び食費

利用者負担段階区分	食費	滞在費(光熱水費)	
		多床室	従来型個室
第1段階	300円	0円	320円
第2段階	390円	370円	420円
第3段階	650円	370円	820円
第4段階	1,392円	855円	1,171円

※食費の内訳(朝食:180円、昼食:562円、おやつ:100円、夕食:550円)

※所得に応じ、利用者負担第1段階から第4段階に区分されており、市町村より「介護保険負担限度額認定証」が、申請により発行されます。

ご利用の際は、必ず、ご提示ください。

②その他 特別なレクリエーションにかかる費用は自己負担となります。

(実費及び消費税をいただきます。)